

新型コロナウイルス感染症対策（医療分）の更なる前進を求める緊急要請書

千葉県知事 森田健作 様

2020年12月28日
日本共産党流山市議団・同市委員会

行政のみならず、民間医療機関をはじめとする関係各機関、そして県民ひとり一人による感染予防と拡大抑止のための総合的取り組みを、さらに前進させるため、以下のことを要請する。

記

1、病床の安定的確保及び病床を提供する医療機関の過度な負担軽減のため、病床指定（確保）は、ステージの急変動によるものではなく、東京都同様に年度いっぱいを見通し、病床確保支援事業等を実施すること。

また神奈川県、東京都同様に、年末年始、感染患者を受け入れる医療機関には、特別協力金を支給するなど手立てを講じること。

2、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、「速やかな交付決定、概算払いによる交付を行うなど、医療機関等へ迅速に交付いただけるよう、ご高配のほどよろしくお願いいたします」（事務連絡例2年6月16日）を全力で生かし、年内申請分は少なくとも、概算払いで年内支給を完了すること。

また、医療現場及び県職員における事務量の簡素化を図り、事務負担軽減に力を尽くすこと。

3、検査経費の全額国庫負担が実現するまでの間、保健所依頼の検体採取に対する経費を補填し、検査件数の大幅拡充に全力をあげること。特に濃厚接触者でありながら無症状の方への検体採取の要請は、無償となっており、あまりに無責任であることから、対価を保障すること。

また診療報酬の手立てがされていなかった2から3月の検体採取は、有症状であってもほとんど無償であり、感染備品の不足や治療経験が不十分なかでの対応には極度の緊張が続いたことから、検体採取の対価について、県職員の感染症の防疫等作業に係る特殊勤務手当に対する一部条例の改

正が行われたように、今年２月まで遡及・補助すること。

４、４月以降、保健所所長が依頼し、患者受入準備を行った医療機関や、初の緊急事態宣言が発令されるなど多忙をきたしていた当時、患者受入登録情報システム（D24H）への登録の有無にかかわらず、保健所所長の依頼により患者を受け入れた医療機関へ病床確保料など支援を行うこと。

５、国へ、以下のことを要請すること。

ア、専用病棟に入院する患者への診療報酬について、元々の病棟入院料単価が適用されることから、同一感染症患者で、同一の人員体制や設備が必要にも関わらず、収入に大きなバラつきがみられる。また空床確保料の単価が高いため、受け入れれば受け入れるほど総収入が減少する（地域包括ケア病棟：単価３万３千円に対し、急性期病棟：単価５万円（＋救急加算２倍））ことから、対策を講じること。

イ、全医療従事者へ、特別手当を支給するとともに、自治体の一部負担となっている行政検査及び濃厚接触者に限らない無症状者への積極的検査や、医療機関や介護施設への社会的検査等、１日２０万件の検査実施分は全額、国庫負担とすること。

以上